



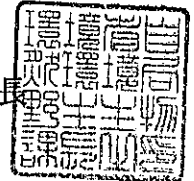
環自野発第1801311号

平成30年1月31日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長



狩猟免許を受けていない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について

鳥獣行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年度地方分権改革に関する提案募集において、「狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和（はこわなの追加）について」が提案されました。この提案について、地方分権改革有識者会議・提案募集専門部会合同会議において検討がなされ、その対応として「シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可（9条1項）については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平28環境省告示100）に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。」こととされました（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

有害鳥獣捕獲等における狩猟免許を受けていない者（以下「不所持者」という。）の参加については、平成15年度から構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）による「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（旧1303特区事業）」が都道府県により展開され、平成23年9月環境省告示第59号の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に反映し全国で運用されることとなり、当室ホームページ（下記URL参照）においてチラシを公開する等により周知しているところです。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5.html>

（地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策に関する取組）

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 28 年 10 月環境省告示第 100 号）では、法人許可（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の許可のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的であり、又は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的であって、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可）であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、有害鳥獣捕獲等において不所持者の参加も可能となっているところです。

- ①従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ②当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全制等が確保されていると認められること
- ③当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

今般、上記法人許可の条件のうち、条件③「当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと」の「監督下」の解釈について、下記のとおり整理しましたので、周知いたします。

## 記

条件③「当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと」の「監督下」の解釈については、次のとおりである。

不所持者がわなの設置を行う際には、基本的には、狩猟免許を受けている者（以下「所持者」という。）の立会いによる監督下で、わなの設置を行うことが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等以上の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。

（参考）提案団体からの提案内容

提案番号：278

提案団体：兵庫県、三田市

提案内容：地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受け

た農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する  
「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。

検討経過：地方分権改革推進室のホームページ（下記URL）を参照

[http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb\\_29\\_ka2\\_15\\_1\\_env.pdf](http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_29_ka2_15_1_env.pdf)

問い合わせ先

鳥獣保護管理室 山田、高瀬、松本

電話 03-5521-8285 Fax 03-3581-7090